

## 沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例

〔平成19年8月23日〕  
〔条例第28号〕

改正平成21年9月7日条例第6号

### (趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設置する附属機関について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置及び担当事務)

**第2条** 広域連合が設置する付属機関及びその名称並びにその担任する事務は、別表のとおりとする。

### (委任)

**第3条** 附属機関の組織、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成21年9月7日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	担任する事務
広域連合長	沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会	情報公開及び個人情報保護制度の運営に関すること。 情報公開及び個人情報保護制度に係る不服申立ての審査等に関すること。
広域連合長	沖縄県後期高齢者医療制度運営懇話会	高齢者医療制度の運営に関する事項 その他広域連合長が必要と認める事項